

令和8年10月1日から

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の上限額が見直されます。

今般、物価上昇・賃金動向等を踏まえ、保護者負担を軽減し、子どもの育ちを一層支援するため、施設等利用給付の上限額が見直されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、国が定める基準を満たすことが必要。

(注3) 上記のほか、地域型保育も対象。なお、企業主導型保育施設は今回の給付上限額見直しの対象ではありません。

※ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外ですので、これまでどおり保護者の負担になります。